

平成30年8月16日

佐世保市長
朝長 則男 様

ふるさと自然の会
会長 川内野善治

国見山風力発電についての要望書

現在、長崎県と佐賀県の県境に位置する国見山周辺において、(株)エコ・パワーによる大型風力発電建設が計画され、配慮書の縦覧も行われています。

この計画に隣接する佐世保市世知原町国見山一帯は県北地域で最も標高が高くまとまった照葉樹林が残っているために、これまで多くの生物分類群で調査が行われてきました。当会でも長年生物調査を行っています。その結果市内では最も優れた森林生態系を維持していることが分かっています。

また、北松県立公園に指定されており、市民のレクリエーションの場としても重要な地域となっています。

佐世保市環境基本計画に基づき、市として本地域への風力発電建設が適切でないことを事業者伝えと共に、伊万里市へは本事業の推進をしないように、さらに国有林の管理者に対しては貸し付けをしないように、意見を述べて頂くよう要望致します。

記

縦覧されている配慮書を見ると、本事業の実施が環境に与える影響は下記の五項目であり、確実に回避が図られなければなりません。

【生活への影響】

【生物（動植物）及び生態系への影響】

【人と自然とのふれあい活動の場への影響】

【景観に与える影響】

（１）【生活への影響】

- ・道路拡張が計画されている県道は開作区（新山地区）の住民が利用しており、道路工事中や風力発電建設に伴う交通規制により生活に支障が出る。なお、開作地区では道路拡張が計画されている道路沿いの溪流（南谷川）の水を飲料水としているが、簡易水道のために濁りが出ると除去できず、生活に多大な影響が出る。

また、北谷川ではヤマメの養殖場（ヤマメの里）があり、濁水などが出ると養殖に大きな影響が出ることが考えられる。

（２）【生物（動植物）及び生態系への影響】

①風力発電機による影響

風車の設置による野鳥のバードストライクという直接的な影響及び風車の存在が渡り鳥の渡りルート上の障壁となるため渡りのルートの変更や回避が生じるなど間接的な影響が想定されます。

②資機材の運搬用の既存道路の拡幅による影響

道路の拡張により、林縁に生えている樹木と林の一部（ソデ群落とマント群落）、そして林道を覆っている樹木が伐採されます。当然林中が明るくなり風も直接入るため乾燥化し、これまでの森林の環境が急激に変わります。

その結果、土壌生物・昆虫類などが減少し、これらを餌としている両生は虫類・肉食昆虫類・鳥類・ほ乳類などが生息できなくなる影響がでます。

さらに、道脇の側溝は森林性のカエルやカスミサンショウウオなどの産卵場所となっていますが、これも消滅します。また、道路工事で濁水が出ると小さい沢で生活しているこれらの幼生にも影響がでます。

また、降雨時に発生する濁りにより渓流性のカワガラスの生息にも影響を及ぼす恐れがあります。

このように、道路拡張による生態系への影響は計り知れず、北松浦半島で最も自然度が高い地域に大きなダメージを与える。

※別紙として、道路拡幅により影響を受ける生物のリスト及びこの地域で長年ガ類の研究をされている西澤正隆さんのデータを添付します。

（３）【人と自然とのふれあい活動の場への影響】

- ・世知原町赤木場には「長崎県立世知原少年自然の家」があり、中学・高校生は、他所では感じることはできない豊かな自然を体感するために国見山登山をしており、山頂から一望する風景に感動していますが、風車が建設されると平戸方面を望む尾根に風車が建ち並び、景観の質を著しく悪くします。

- ・運搬ルートと計画されている道路の周辺には、古くから地域の水資源保護のため水神様が祀られており、渓流や背後の山林等を含め、地域の日常的な拝礼等の場となっており、これらの一体的な保全が必要です。

②九州自然歩道への影響

- ・国見山から世知原町開作一帯には九州自然歩道の本線ルート及び周回ルートが設定されています。風力発電はこのルートから望見されるとともに、資機材の運搬ルートは自然歩道のルートに重なります。特に自然歩道が運搬ルートとされると利用に直接的な影響が及びます。

なお、自然歩道は希少なアカガシ優占の森を通るなどしており、九州森林管理局のホームページにおいても「国見山の山歩き ファミリー向き」として紹介されています。

- ・運搬ルートとして既存道路が拡幅されると、自然歩道ルート沿いの自然環境が大きく変化することから、自然歩道の利用上の質的価値が失われます。
- ・国見山は全体が鳥獣保護区であり、照葉樹林が残されているので、森林性の野鳥（特に夏鳥）が多く県外からもバードウォッチャーが訪れています。しかし、道路脇の樹木が伐採されると林縁の環境が変化し、バードウォッチングに大きな影響がでます。

* 鳥獣保護区特別保護地区と保健保安林がある。

③沢登り体験等への影響

改修が計画されている道路沿いの渓流は、滝などもあるために山岳会が沢登りとして利用。また、子供達の沢登り体験、自然教育の場として利用されており、渓流の改変や水質、水流の変化によりその場が失われる可能性があります。

（４）【景観に与える影響】

- 世知原町一帯の重要な眺望点及び視点場である「国見山山頂」「国見の郷及び近隣施設」「県天然記念物大山祇神社社叢」「山暖簾」からの眺望に風車が視認され眺望景観の変化や質の低下など影響が生じるおそれが確実、若しくは極めて高く、さらに当地の地域振興の観点からも大きな問題です。「山暖簾」の建設時には国見山の眺望を妨げるスギ林を伐採した経緯もあります。
- 国見山山頂から延びる稜線に囲まれた世知原町開作の谷はこれらと一体となって景観を形成しており、その重要な要素である稜線から大きく目立つ人工物の突出は、当地域の重要な「いんよう景観」に大きな影響を及ぼします。
- 国見山山頂からは樹木の陰で見えない東側の一部分を除き広い展望が利きます。しかし、最近展望台西側の樹木が大きくなり、展望を阻害しているために佐世保市が定期的に剪定を行うなど展望の確保に努めていますが、風力発電機が建つとそんな自然景観を悪化させてしまいます。
- 佐世保市の景観100選では「国見山からの眺め」として国見山が含まれおり、長崎県の新観光100選の地としても選ばれています。なお、地元の世知原小中学校の校歌では共に1番に「国見山」が歌われています。これは地元のシンボルとして大切にされている証拠です。なお、山頂の石碑は「西日本景勝地第一」に選ばれた時のものであり、昭和54年に長崎新聞主催の「新観光100選の地」に選ばれた際の記念碑もあります。

以 上

本風力発電建設が及ぼす環境改変に対し、回避へ向けてどのような取り組みがなされるか9月14日までにお知らせ下さい。

なお、本要望書は当会のホームページに掲載することを予めお知らせ致します。

ふるさと自然の会

事務局 川内野善治

〒859-6405 佐世保市世知原町開作427-5

TEL/FAX 0956-78-2865

<http://www5d.biglobe.ne.jp/~furusato/>

平成30年9月14日

ふるさと自然の会

会長 川内野 善治 様

佐世保市長 朝長 則男



国見山風力発電に関しての市の考え方について（回答）

平成30年8月16日付で依頼がありました標記の件につきまして、下記のとおり回答いたします。

記

1. 生活への影響

（土木政策・管理課）

事業者が利用を計画している市道は国有林道と併用しています。

道路敷きは森林管理署が管理する国有林内に存しますので、道路法第24条に基づく道路改造承認申請や道路法第47条の2に基づく特殊車両の通行申請がなされた場合は、森林管理署との協議等も必要になると考えます。

（北部管理事務所）

「…開作地区では道路拡張が計画されている道路沿いの溪流（南谷川）の水を飲料水としているが、簡易水道のため濁りが出ると除去できず、生活に多大な影響が出る。…」



上記の要望書のとおり、下開作浄水場系統の取水口より上流で濁水が発生し、浄水場のろ過装置で処理する原水の濁度範囲を超過した場合は、安心安全な水道水の供給に支障が生じる恐れがあることから普通沈澱池等の前処理設備が必要となります。

2. 生物及び生態系への影響

（環境保全課）

佐世保市環境基本計画（2018年度～2027年度）（以下、「環境基本計画」という。）では、基本目標1「自然環境の保全」の取り組みの方向性の一つとして、生物の多様性を保全することとしており、希少な野生生物が生息する場所での開発行為は、その影響を

「…「長崎県立自然公園内における風力発電施設の取扱い基準について（要領）」（長崎県平成14年）において、長崎県側では…30m以上の風力発電施設の設置が認められていない。」とあり、原資料を確認したところ、「主要展望地から4.0km未満にある場所に建設する場合については認めない。」としてある。主要展望地には国見山が選定されており、風車建設予定地の全域が国見山から4.0kmの範囲内にあるため、長崎県としてはこの範囲内における風車建設について明確に反対の意を示していることになる。建設地域が佐賀県側であるとはいえ、この見解は一定の効力を有すると考えられるが、この点について貴社の見解を伺いたい。

3. 人と自然とのふれあい活動の場への影響

（環境保全課）

環境基本計画では、基本目標1「自然環境の保全」の取り組みの方向性の一つとして、自然とのふれあいを推進することとしております。

そのため、九州自然歩道等の「人と自然とのふれあい活動の場」については、計画段階環境配慮書に対する本市の意見として、九州自然歩道等の状態及び利用状況調査等を行い、事業実施による影響を評価し、その結果を踏まえ、九州自然歩道等への影響の回避・低減に向けての措置を講じること及び影響の調査や環境保全措置の検討に当たっては、九州自然歩道等の設置者又は管理者、利用者、地域住民及び関係自治体等の意見を踏まえるよう求めています。

また、事業者から事業に係る相談があった際には、事業者に対して九州自然歩道等への影響の回避・低減に向けての措置を講じるよう助言を行うこととしております。

4. 景観に与える影響

（観光課）

世知原にある「天空の宿 山暖簾」は、世界的建築家の黒川紀章氏が総合プロデュースした宿として、本市の指定管理者制度により運営をしており、その特徴として全ての客室及び露天風呂から、国見山系の稜線や緑豊かな自然の眺めを一望のもとに楽しむことができ、訪れる多くのお客様を魅了し続けています。

このため、観光振興の視点として、また、宿泊温泉施設を運営する立場としては、人工構造物である風力発電の風車群が視界に入り込むことは、山暖簾を取り囲む自然景観の質が悪化し、このことのお客様の満足度の低下が懸念され、さらには宿泊客・温泉利用客の減少に繋がるものと危惧されることから、事業者側に対し風力発電機は山暖簾から見えない位置に設置するなどの配慮を求めています。

（まち整備課）

本市では、平成23年1月1日より佐世保市景観計画及び佐世保市景観条例を施行し、市域全体の良好な景観の形成及び保全を図っているところです。

回避・低減するための措置を講じるよう助言や情報提供を行うこととしております。

また、再生可能エネルギーにつきましては、国としまでも普及を推進しており、環境基本計画の基本目標5「地球温暖化の対策」におきまして、エネルギーを有効かつ効率的に活用することとしながらも、自然環境や景観等への環境負荷に配慮した再生可能エネルギーの導入を推進することを掲げております。

建設予定地に隣接する世知原町を含め、本市北部は、渡り鳥にとって重要な場所であると認識しております。

また、事業実施想定区域内には、希少野生生物を含む、多数の動植物が生息・生育しており、佐世保市レッドリスト（2013改訂版）に記載のある「保全することが望ましい地域」のうち「世知原町国見山アカガシ林」の一部についても、事業実施想定区域内に存在しております。

そのため、計画段階環境配慮書に対する本市の意見としまして、渡り鳥を含めた生物（動植物）及び生態系への影響を、専門家からの意見聴取を行いながら、的確に予測・評価し、その結果を踏まえた環境保全措置を講じることにより生物（動植物）及び生態系への影響を回避・低減するよう求めています。

また、事業者から事業に係る相談があった際にも、事業者に対して生物（動植物）及び生態系への影響の回避・低減に向けての措置を講じるよう助言を行うこととし、自然環境の保全に努めてまいります。

（まち整備課）

②資機材の運搬用の既存道路の拡幅による影響

資機材の運搬用の既存道路の拡幅予定箇所は、景観計画の4つのゾーンのうちの「山なみゾーン」に該当し、拡幅の面積が3,000㎡を超える又は木竹の伐採が3,000㎡を超える場合は、届出の対象となります。

景観計画及び景観条例においては、必要最小限の伐採を行う等、届出協議の中で景観形成の方針に沿って、配慮を求めることとしております。

（文化財課）

縦覧中の配慮書に対して以下のとおり意見を提出し、事業者へ伝えることとしております。

（意見の内容）

「小塚岳トンネルを北に抜けた先は車道幅が狭く、…拡幅が必要」とあるが、どの程度の拡幅が必要なのか。また拡幅による生態系、水源、埋蔵文化財包蔵地、アカガシ原生林への影響をどのように予測しているのか。

アカガシ原生林については、平成24年度に本市がふるさと自然の会に委託して実施した「市内天然記念物確認調査」報告書において「指定すべき天然記念物」として報告されており、特に配慮を要するところである。

この景観計画及び景観条例では、地域の景観特性に合わせて市域を大きく4つのゾーンに区分しており、各ゾーンでの景観形成の方針や景観形成基準を設け、ゾーン内で行われる建築物や工作物の新・増築、土地の開発、木竹の伐採等の行為で、比較的規模が大きい行為について、届出制度による緩やかな景観誘導を行っているところです。

また、本市の大切にしたい景観である「させば景観100選」の一つとして、「国見山からの眺め」を選定しているところです。

今般、お尋ねがあっている国見山風力発電施設建設計画については、本市ではなく伊万里市で建設計画がありますので、風力発電の建設は届出対象外となります。

しかし、先の「させば景観100選」における「国見山からの眺め」にも影響があることから、景観への影響等を確認しながら、事業者側に配慮・検討を求めていることとなります。

◆要望書にありました環境改変に伴う回避への対応については、先に述べた考え方に沿って、適切な対応を行ってまいります。

以 上

観光商工部観光課
都市整備部まち整備課
土木部土木政策・管理課
水道局事業部北部管理事務所
教育委員会文化財課
環境部環境保全課